

# 採択された 請願のその後

請願が市議会で採択されると、議長は、その趣旨と採択された旨の文書を、市長、教育委員会などの市の各機関、または内容により国や都などの関係機関に送付しています。  
 ここでは、市から議会に報告のあった平成17年中の請願の処理経過と結果をお知らせします。

## 市内在住の私立小・中学校就学者 に対する教育費助成及び市内私立 学校に対する運営費助成について

### 【17年第3回定例会で採択 請願要旨】

三鷹市では、私立小・中学校に就学させている市内在住の父母に対して毎年、年額8千円の教育費助成金が交付され、さらには市内の私立学校に対して市内在住の父母の運営費助成金（1人当たり4千円）が交付されています。これは1971年に三鷹市が全国に先駆けて施行した私学助成の制度によるものです。私学助成は、私立学校振興助成法によって国も認める制度です。三鷹市が独自のこの制度をつくり、長年にわたり維持発展させてきたことは、私立学校も公立と同様に公教育の一翼を担っていることを認め、市民が私学を選ぶ権利を認めてくださっている貴市の高い見識を示すものとして、誇りに思っております。

憲法では、「義務教育はこれを無償とする」と定められております。実際、公立の小・中学校の教育費

は、全額国と都と市が税金から負担しています。三鷹市内の公立小・中学校に通う生徒の教育費の三鷹市の負担額は2003年度の決算報告（※）によれば、小学生1人当たり年額約29万円、中学生1人当たり年額約38万円になります。ところが、私立の小・中学校を選んだ父母は、同じ税金を納めている市民でありながら、無償とはほど遠い学費負担を強いられているのです。私学を選んだ市民が、もし公立の小・中学校を選んだ場合、その教育費を市が負担しているはずですが、私立小・中学校を選んだ父母に対しても、その教育費のせめて一部でも還元されるべきものと考えます。また、市民への無料での校庭・ホールの貸し出しや、避難所指定、地域の方へのバザー招待など市民への貢献にも力を入れている私立学校の努力も認めていただきたいと思っております。

御賛同をいただき、この請願が採択となりましたことを大変感謝いたしております。しかしながら、予算化の段階で増額が実現されず、残念に思っております。  
 ※2005年6月6日現在で、決算報告されているものは2003年度分までのため  
**【市の処理状況】**  
 厳しい財政状況の中で、補助金等については市全体で据置き又は削減の方向にある中、私立学校に関する補助金等については、私立小・中学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを優先し、増額に向けて積極的に取り組めます。

《請願・陳情の各年の処理状況》

区分	平成15年		平成16年		平成17年	
	請願	陳情	請願	陳情	請願	陳情
件数	29(8)	4	22(4)	2	7(1)	4
上程前撤回	0	0	2	0	0	1
取り扱い	本会議即決	7	0	8	0	3
	委員会付託	22(8)	0	12(4)	0	4(1)
	議場配付	0	4	0	2	0
審議件数	29(8)	0	20(4)	0	7(1)	0
結果	採択	8(1)	0	8(1)	0	4
	不採択	12(2)	0	11(2)	0	1
	撤回	3(3)	0	0	0	0
	審議未了	2(2)	0	0	0	0
継続審査	4	0	1(1)	0	2(1)	0

( )内は前年以前からの継続分で内数

### その他の 採択された請願

【請願】障害者自立支援法案の制定に対する意見書提出に関することについて  
 【請願】公共事業における賃金等確保法（公契約法）採択  
 【請願】都市再生機構賃貸住宅家賃の値上げ見合わせ、国会附帯決議の全面実施を求める意見書提出について（17年第4回定例会で採択）

# 請願・陳情 提出の仕方

**【請願と陳情】**  
 請願や陳情は、市政に関することについて直接市議会に要望する方法です。  
 提出された請願は市議会で審議され、採択か不採択が決められます。採択された請願については、市長や関係機関に請願書を送付し、その実現に努力するよう求めます。

また、陳情については、請願のように採択・不採択を決める場合と、提出された陳情のコピーを本会議の際に議員の席上に配付するにどめる場合があります。  
 なお、請願には議員の紹介が必要となります。議員の紹介とは、請願を議会に橋渡しすることで、書類上は請願書への議員の署名または記名押印のことを意味します。この議員の紹介がない場合には陳情として扱われます。  
**【請願（陳情）の提出方法】**  
 1 請願（陳情）のできる人  
 未成年者や日本に住む外国人、権利能力のない社団、また、市内に住所を有しない人でも請願できます。  
 2 請願（陳情）の書き方（例）  
 請願（陳情）書は日本語を用い、文書で提出してください。書き方は原則、左横書き形式で記載事項は次のとおりです。  
 (1) 件名  
 (2) 請願（陳情）の趣旨  
 (3) 提出年月日  
 (4) 請願（陳情）者の住所（法人の場合にはその所在地）  
 (5) 請願（陳情）者の署名または記名押印（法人の場合にはその名称を記載し、代表者の署名または記名押印）  
 三鷹市議会事務局  
 電話 44-0249  
 FAX 45-1031  
 平日の午前8時30分から午後5時まで、本庁舎3階の議会事務局で受け付けています。請願、陳情の審議は原則として定例会の開催に合わせて行われますが、提出されたから実際に審議を行うまで日数があいてしまう場合がありますのでご注意ください。なお、詳細については、議会事務局までお問い合わせください。

### <書式例>

表紙

5 cm くらいあける

↑  
↓  
請願書  
(陳情書)

（件名）  
○○○○○について

とじる

紹介議員  
○○○○○  
※署名または記名押印

（件名）  
○○○○○について  
(趣旨)  
.....  
平成○年○月○日

とじる

（あて先）  
三鷹市議会議長

（提出者）  
住所 ○○市○○町○—○—○  
氏名 ○○○○  
※署名または記名押印  
電話 123-456-7890  
ほか○人

### 署名簿

（件名）  
○○○○○について  
(趣旨)  
.....  
平成○年○月○日

とじる

（あて先）  
三鷹市議会議長

（提出者）  
住所 ○○市○○町○—○—○  
氏名 ○○○○  
電話 123-456-7890

住所	氏名

※署名または記名押印